

国立大学法人京都教育大学における研究活動の不正行為及び 研究費の不正使用の防止等に関する規程

平成19年9月 3日 制 定
平成25年9月27日 最終改正

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）において研究に従事する役員及び教職員等（以下「研究者」という。）の研究活動の不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正行為」という。）を防止し、不正行為に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「研究活動の不正行為」とは、本学研究者が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。

- 一 捏造 存在しないデータ、研究結果を作成すること
- 二 改ざん データ、研究結果等を不正に変更する目的で、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、得られた変更・変造データ等を報告若しくは論文等に利用すること
- 三 盗用 他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文を故意に、当該他人の了解を得ず、又は適切な表示をせず流用すること

2 この規程において「研究費の不正使用」とは、私的流用、不正受給、目的外使用、又は不正経理等を行うなど、法令若しくは研究費を配分した機関が定める規程等又は本学関係規則等に違反して研究費を使用することをいう。

3 この規程において「部局等」とは、各学科、大学院連合教職実践研究科、各センター、各附属学校及び事務局をいう。

(最高管理責任者)

第3条 学長は、本学の不正行為防止の最高管理責任者として（以下「最高管理責任者」という。）、研究者への啓発に努めなければならない。

(総括責任者)

第4条 本学における不正行為の防止及び不正行為に関する申立ての処理については、理事（総務・企画担当）が総括し（以下「総括責任者」という。）、関係の理事等と連携して不正行為に厳正かつ適切に対応する。

(通報窓口の設置)

第5条 本学における不正行為に関する通報及び通報に関する相談を受付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を研究協力・附属学校支援課に置く。

(相談窓口の設置)

第6条 本学における研究費に係る事務処理手続きに関する相談窓口を会計課（主に旅費・謝金・物品購入等研究費の使用に関すること。）及び研究協力・附属学校支援課（その他申請・報告等の事務手続きに関すること。）に置く。

(通報処理体制等の周知)

第7条 総括責任者は、受付窓口、通報等及び通報等に関する相談の方法その他必要な事項を本学内及び本学以外の機関（以下「他機関」という。）に周知する。

（通報等の取扱い）

第8条 通報は原則として、通報者の実名等身分を明らかにすること（以下「顕名」という。）により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者、グループ、不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする合理的理由を記載した文書を通報窓口

に、様式1により提出することによるものとする。ただし、匿名による通報があった場合は、最高管理責任者は、通報の内容に応じ、顕名の通報に準じて取扱うことができる。

2 不正行為が行われようとしているなどの通報等に対しては、最高管理責任者は、総括責任者に、その内容を確認・精査させ、相当の理由があると認めるときは、被通報者に対して警告を行う。

（通報者・被通報者の取扱い）

第9条 最高管理責任者は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報等についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。

3 最高管理責任者は、通報者に対し、単に通報したことを理由に懲戒処分その他不利益な取扱いは行わない。

4 最高管理責任者は、被通報者に対し、単に通報がなされたことのみをもって、その研究活動の禁止、又は懲戒処分その他不利益な取扱いは行わない。

（通報等に係る事案の調査）

第10条 最高管理責任者は、第8条の規定による通報を受けたときは、総括責任者及び当該部局等の長に通知するとともに、当該通報等がなされた事案について必要な調査を行わせる。

（予備調査委員会）

第11条 最高管理責任者は、研究者に係る不正行為の通報内容の合理性、調査可能性について予備調査を行うため、予備調査委員会を設置する。

2 予備調査委員会は、次の委員をもって組織する。

一 総括責任者

二 被通報者が所属する部局等の長又は最高管理責任者が指名する者

三 被通報者の研究関連分野で最高管理責任者が指名する者

3 予備調査委員会に委員長を置き、前項第一号に規定する者をもって充てる。

4 予備調査委員会が必要と認めるときは、学外の有識者を委員に加えることができる。

（予備調査）

第12条 予備調査委員会委員長は、通報事案について、予備調査委員会を開催し、速やかに予備調査を実施する。

2 予備調査委員会は、通報事案について、調査委員会による本格的な調査（以下「本調査」という。）の適否を判断し、通報を受理した日の翌日から起算し原則として30日以内にその結果を最高管理責任者に報告する。

- 3 最高管理責任者は予備調査の結果を踏まえ、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 4 本調査を行わない場合は、最高管理責任者は、その理由を付記し通報者に通知するとともに予備調査の資料を保存し、通報者の求めがあれば予備調査の資料を開示する。

(調査委員会)

第13条 最高管理責任者が本調査すべきものと判断した場合、前条第2項の報告が行われた日の翌日から起算し原則として30日以内に調査委員会を開催し、本調査を開始しなければならない。

2 調査委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 総括責任者
- 二 理事（労務・財務担当）
- 三 被通報者が所属する部局等の長又は最高管理責任者が指名する者
- 四 教育研究評議会が推薦する者 若干名
- 五 当該被通報者に係る研究分野の専門知識を有する者で最高管理責任者が指名する者 若干名
- 六 過半数労働組合又は過半数代表者が推薦する者 3名
- 七 調査委員会委員長が必要と認めた者

3 調査委員会に委員長を置き、総括責任者をもって充てる。

4 調査委員会が必要と認めたときは、学外の有識者を委員に加えることができる。

5 研究費の不正使用に関わると判断され、調査委員会が必要と認めたときは、会計課長を委員に加えることができる。

6 通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する者は、調査委員会委員になることはできない。

(本調査)

第14条 本調査の開始を決定した場合、最高管理責任者は、通報者及び被通報者に対し本調査を行うことを文書で通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関に通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも本調査を行う旨を報告する。

2 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査並びに関係者へのヒアリング、再実験の要請、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査等により実施する。この際、最高管理責任者は、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は本調査の実施に際し、通報等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

(異議申立て)

第15条 通報者及び被通報者は、前条第1項の規定により通知を受けた調査委員会委員に異議がある場合は、窓口を通じ、最高管理責任者に異議申立書（様式2）を提出することができる。

2 前項の異議申立ては、通知があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、異議申立てについて、その内容が妥当であると判断したときには、

当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させることができる。

(調査結果の否認)

第16条 調査委員会の調査結果に対して、被通報者がこれを否認する場合には、自己の責任において当該研究の方法と手続及び論文等の適正性について、根拠を示し、研究費の使用については自己の責任において、当該研究費の使用が適正な方法と手続きに沿って行われたことを関係書類等を示して説明しなければならない。

(認定)

第17条 調査委員会は、本調査を開始した日の翌日から起算し原則として150日以内に、調査内容について、不正行為が行われたか否かについて、客観的に合理的な証拠で判定し、不正行為と認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、当該研究費の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額を認定する。

2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、この認定を行うにあつては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(最高管理責任者への報告)

第18条 調査委員会は、速やかに調査結果(認定を含む。以下同じ。)を最高管理責任者に報告する。

(調査結果の通知及び報告)

第19条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者等(被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知する。

2 被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも調査結果を報告する。

3 悪意に基づく通報との認定があつた場合、最高管理責任者は通報者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第20条 不正行為と認定された被通報者等及び悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。)は、調査結果の通知があつたことを知った日の翌日から起算して30日以内に様式3により不服申立てをすることができる。ただし、正当な理由により、この期間内に不服申立を行うことができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2 最高管理責任者は、被通報者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあつたときは、当該通報者に通知し、当該事案に係る研究費を配分した機関に報告する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者等の所属機関にも通知する。また、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあつたときは、被通報者及び通報者の所属機関に通知し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも報告する。

3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の

構成等その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会委員を代えて審査させることができる。

- 4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。
- 5 再調査を開始した場合は、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあった日の翌日から起算し原則として50日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、原則として30日以内に再調査の結果を最高管理責任者に報告する。
- 6 最高管理責任者は、再調査結果を、通報者、被通報者等及び当該事案に係る研究費を配分した機関に通知する。また、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは、被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者等の所属機関に通知し、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、当該通報者の所属機関に通知する。

(調査中における一時的措置)

第21条 最高管理責任者は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるとの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(調査結果の公表)

第22条 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われたと認定したときは、速やかに、調査結果について、次の各号に掲げる事項を公表する。

- 一 不正行為に関与した者の氏名・所属
- 二 不正行為の内容
- 三 不正行為が行われたと判断した根拠
- 四 公表時までに行った措置の内容
- 五 調査委員会委員の氏名・所属
- 六 調査の方法・手順等
- 七 その他、最高管理責任者が必要と認めた事項

ただし、申立て等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

- 2 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われたと認定できなかったときは、被通報者の了解を得て、原則として調査結果を公表する。
- 3 前項の認定において、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名・所属を併せて公表する。

(不正行為と認定された者等の措置)

第23条 最高管理責任者は、次の各号に掲げるいずれかに認定された本学の教職員に対し、国立大学法人京都教育大学教職員就業規則に基づく処分を行うものとする。

- 一 不正行為と認定された被通報者等
- 二 不正行為への関与が認定された研究者
- 三 申立てが悪意によるものと認定された通報者

2 最高管理責任者は、前項第一号及び第二号に規定する者(以下「被認定者」という。)に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

3 最高管理責任者は、被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じ、極めて悪質な不正行為の場合は、当該研究に配分された研究経費の全額を返還させることができる。

4 最高管理責任者は、第1項各号に該当する本学教職員以外のものについては、必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

(不正行為が行われたと認定されなかった場合の措置)

第24条 不正行為が行われたと認定されなかった場合、最高管理責任者は、本調査に際して実施した研究費支出の停止及び証拠保全の措置をただちに解除しなければならない。

2 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定されなかった者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置をただちに講じなければならない。

(不正防止計画の策定等)

第25条 最高管理責任者は、研究費の適正な使用・管理を推進し、不正を発生させる要因(以下「不正発生要因」という。)について、全学的状況を体系的に整理・評価し、不正防止計画を策定する。

2 総括責任者は、不正防止計画を実施し、不正を防止するための適切な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することを学内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(不正防止推進委員会)

第26条 最高管理責任者のもとに、不正防止計画を推進するため、不正防止推進委員会を置く。

2 不正防止推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 不正防止計画の策定に関すること。

二 研究費の適正な管理等に係る実態の把握及び検証に関すること。

三 不正発生要因に対する改善策を講ずること。

四 その他、不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

3 不正防止推進委員会は、次の者をもって組織する。

一 総括責任者

二 副学長(研究推進担当)

三 内部監査室長

四 最高管理責任者が指名する者 若干名

4 不正防止推進委員会に委員長を置き、総括責任者をもって充てる。

5 不正防止推進委員会に関する事務は、企画広報課において処理する。

(守秘義務)

第27条 この規程における不正行為への対応に携わる者は、通報の内容その他不正行為の調査に関する事項についての秘密を守らなければならない。

(事務)

第28条 この規程に関する事務は、研究協力・附属学校支援課及び会計課が行うものとする。

(雑 則)

第29条 この規程に定めるもののほか、不正行為への対応に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月10日から施行する。

附 則 (平成25年規程第37号)

この規程は、平成25年9月27日から施行し、平成25年8月1日から適用する。